

災害発生報告直後に被災職員へ説明する事項

【医療機関の受診】

- 速やかに医療機関を受診し、診断書を発行してもらってください。

【診断書について】

- 初診日及び負傷部位の記載が必要です。
- 傷病名は全て記載してもらってください。記載されている傷病のみが補償の対象となります。
- 診断書料は、原則として、認定請求書に添付する1通分が補償の対象です。病気休暇届等に使用する診断書の料金は基金に請求できません。

【療養費について】

- 公務・通勤災害の認定請求を行う旨を医療機関に伝え、療養費の支払方法は医療機関の指示に従ってください。
- 療養費を自己負担した場合は、領収書を必ず保管しておいてください。領収書を紛失すると、支払金額が確認できず、自己負担分の療養費の請求が出来なくなります。
- 共済組合員証等はできるだけ使用しないでください。

県内の指定医療機関

国立療養所菊池恵楓園、国立病院機構熊本医療センター、国立病院機構熊本南病院、
 国立病院機構菊池病院、国立病院機構熊本再春荘病院、熊本労災病院、熊本中央病院、
 済生会熊本病院、済生会みすみ病院、熊本赤十字病院、日本赤十字社熊本健康管理センター、
 熊本総合病院、人吉医療センター、天草中央総合病院 ※療養補償請求の手続きが簡単です。

認定請求にかかる注意事項

★ 認定請求書は速やかに提出しましょう。認定請求が遅くなると…

- 正確な事実関係の確認が困難になり、認定できない場合があります。
- 長期間、療養費の請求を保留してもらうことになります。
- 服務や給与の取り扱いが確定できません。

★ 疾病（腰痛、頸肩腕症候群、膝内障、脳血管疾患、精神疾患等）事案について

- 医学資料を収集し、医学的知見をもとに判断する必要があるため、認定事務に時間がかかります。
- 本人の素因や基礎疾患等が要因で発症するケースも多いため、打撲などの負傷事案と比較すると、公務上及び通勤災害該当と認定されるケースは少なくなります。